

2024(令和6)年度 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙3

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある(算定単位、要件等の詳細は、報酬告示等で確認してください)

児童発達支援

事業所名:

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求
児童発達支援 給付費 時間区分1 (30分以上 1時間30分 以下) ①主に未就学 児に対し指定 児童発達支援 を行う場合	(一) 医療的 ケア児(判定 スコアで32点 以上)の場合	利用定員10人以下	2,933/日		
		利用定員11人以上 20人以下	2,684/日		
		利用定員21人以上	2,568/日		
	(二) 医療的 ケア児(判定 スコアで16点 以上)の場合	利用定員10人以下	1,917/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,668/日		
		利用定員21人以上	1,552/日		
	(三) 医療的 ケア児(判定 スコアで3点 以上)の場合	利用定員10人以下	1,579/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,330/日		
		利用定員21人以上	1,214/日		
	(四) (一) から(三)ま でに該当しな い障がい児の 場合	利用定員10人以下	901/日		
		利用定員11人以上 20人以下	652/日		
		利用定員21人以上	536/日		
児童発達支援 給付費 時間区分1 (30分以上 1時間30分 以下) ②①以外の場 合	(一) 医療的 ケア児(判定 スコアで32点 以上)の場合	利用定員10人以下	2,813/日		
		利用定員11人以上 20人以下	2,593/日		
		利用定員21人以上	2,493/日		
	(二) 医療的 ケア児(判定 スコアで16点 以上)の場合	利用定員10人以下	1,797/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,577/日		
		利用定員21人以上	1,477/日		
	(三) 医療的 ケア児(判定 スコアで3点 以上)の場合	利用定員10人以下	1,459/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,238/日		
		利用定員21人以上	1,139/日		
	(四) (一) から(三)ま でに該当しな い障がい児の 場合	利用定員10人以下	781/日		
		利用定員11人以上 20人以下	561/日		
		利用定員21人以上	461/日		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
児童発達支援 給付費 時間区分2 (1時間30分超3時間以下) ①主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	利用定員10人以下	2,959/日		
		利用定員11人以上 20人以下	2,702/日		
		利用定員21人以上	2,582/日		
	(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合	利用定員10人以下	1,943/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,687/日		
		利用定員21人以上	1,567/日		
	(三) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	利用定員10人以下	1,605/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,348/日		
		利用定員21人以上	1,228/日		
	(四) (一)から(三)までに該当しない障がい児の場合	利用定員10人以下	928/日		
利用定員11人以上 20人以下		671/日			
利用定員21人以上		551/日			
児童発達支援 給付費 時間区分2 (1時間30分超3時間以下) ②①以外の場合	(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	利用定員10人以下	2,836/日		
		利用定員11人以上 20人以下	2,608/日		
		利用定員21人以上	2,505/日		
	(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合	利用定員10人以下	1,820/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,592/日		
		利用定員21人以上	1,489/日		
	(三) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	利用定員10人以下	1,481/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,254/日		
		利用定員21人以上	1,151/日		
	(四) (一)から(三)までに該当しない障がい児の場合	利用定員10人以下	804/日		
利用定員11人以上 20人以下		576/日			
利用定員21人以上		473/日			
児童発達支援 給付費 時間区分3 (3時間超5時間以下) ①主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合	(一) 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	利用定員10人以下	3,012/日		
		利用定員11人以上 20人以下	2,739/日		
		利用定員21人以上	2,611/日		
	(二) 医療的ケア児（判定スコアで16点以上）の場合	利用定員10人以下	1,996/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,723/日		
		利用定員21人以上	1,596/日		
	(三) 医療的ケア児（判定スコアで3点以上）の場合	利用定員10人以下	1,658/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,385/日		
		利用定員21人以上	1,257/日		
	(四) (一)から(三)までに該当しない障がい児の場合	利用定員10人以下	980/日		
利用定員11人以上 20人以下		707/日			
利用定員21人以上		580/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
児童発達支援 給付費 時間区分3 (3時間超5 時間以下) ②①以外の場 合	(一) 医療的 ケア児（判定 スコアで32点 以上）の場合	利用定員10人以下	2,881/日		
		利用定員11人以上 20人以下	2,639/日		
		利用定員21人以上	2,529/日		
	(二) 医療的 ケア児（判定 スコアで16点 以上）の場合	利用定員10人以下	1,865/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,623/日		
		利用定員21人以上	1,513/日		
	(三) 医療的 ケア児（判定 スコアで3点 以上）の場合	利用定員10人以下	1,526/日		
		利用定員11人以上 20人以下	1,284/日		
		利用定員21人以上	1,175/日		
	(四) (一) から(三)ま でに該当しな い障がい児の 場合	利用定員10人以下	849/日		
利用定員11人以上 20人以下		607/日			
利用定員21人以上		497/日			
児童発達支援給付費（重症 心身障がい児）	利用定員5～7人	2,131/日	重症心身障がい児に対し、厚生労働大臣が定める施設 基準（平24厚労告第269号第2号）に適合するも のとして都道府県知事等に届け出た事業所が、児童発 達支援を行った場合		
	利用定員8～10人	1,347/日			
	利用定員11人以上	850/日			
共生型児童発達支援給付費		682/日	共生型児童発達支援の事業を行う事業所が児童発達支 援を行った場合		
定員超過減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合 ①利用定員50人以下：利用定員の150% ②利用定員51人以上：利用定員の125%+12.5人 (2) 過去3ヶ月間の利用者の平均が次の場合 直近過去3ヶ月の平均利用人員が、利用定員の125% を超過（ただし、利用定員が11人以下の場合は当該利 用定員に3を加えた数を超過した場合）		
サービス提供 職員欠如減算	サービス提供職員が欠如して いる期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき児童指導員、保育士等の員 数が基準を満たしていない場合 ○1割を超えて欠如した場合、その翌月から人員欠如 が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内の場合、その翌々月から人員欠如が解 消されるに至った月までの間	/	
	サービス提供職員が欠如して いる期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して基準を満た していない場合、減算が適用された3か月目から人員 欠如が解消されるに至った月までの間		
児童発達支援 管理責任者欠 如減算	児童発達支援管理責任者が欠 如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、そ の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの 間	/	
	児童発達支援管理責任者が欠 如している期間が5か月以上	50/100	上記が適用された月から5か月以上連続して基準を満た していない場合、減算が適用された5か月目から人員欠 如が解消されるに至った月までの間		
児童発達支援 計画未作成減 算	児童発達支援計画が作成され ていない期間が3か月未満	70/100	児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行わ れていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに 至った月の前月までの間	/	
	児童発達支援計画が作成され ていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が 解消されていない場合、減算が適用された3か月目から 当該状態が解消されるに至った月までの間		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
自己評価結果等未公表減算		85/100	サービスの質の評価及び、その評価を受けての改善内容をインターネット等により公表及び都へ届出していない場合		
支援プログラム未公表減算		85/100	支援プログラム（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施の計画）を策定し、インターネット等により公表及び都へ届出していない場合 【令和7年3月31日までは減算されない】		
開所時間減算	開所時間4時間未満	70/100	運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間を除く）が4時間未満の場合		
	開所時間4時間以上6時間未満	85/100	運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間を除く）が4時間以上6時間未満の場合		
身体拘束廃止未実施減算		99/100	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施		
虐待防止措置未実施減算		99/100	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		99/100	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
情報公表未公表減算		95/100	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
児童指導員等 加配加算 (障がい児)	常勤専従かつ5 年以上経験を 有する児童指 導員等の場合	利用定員10人以下	187/日	以下の①及び②を満たしている場合 ①主として重症心身障がい児を通わせる事業所でない ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員 等又はその他の従業者を1人以上配置（常勤換算）し ている ※②は異なる報酬区分の従業者によって常勤換算で1人 以上とすることも可。その場合、低い方の報酬区分で 算定。		
		利用定員11人以上 20人以下	125/日			
		利用定員21人以上	75/日			
	常勤専従の児 童指導員等の 場合	利用定員10人以下	152/日			
		利用定員11人以上 20人以下	101/日			
		利用定員21人以上	59/日			
	5年以上経験 を有する児童 指導員等の場 合	利用定員10人以下	123/日			
		利用定員11人以上 20人以下	82/日			
		利用定員21人以上	49/日			
	児童指導員等 の場合	利用定員10人以下	107/日			
		利用定員11人以上 20人以下	71/日			
		利用定員21人以上	43/日			
その他の従業 者の場合	利用定員10人以下	90/日				
	利用定員11人以上 20人以下	60/日				
	利用定員21人以上	36/日				
児童指導員等 加配加算 (重症心身障 がい児)	常勤専従かつ 5年以上経験を 有する児童指 導員等の場 合	利用定員5人	374/日	以下の①及び②を満たしている場合 ①児童発達支援給付費（重症心身障がい児）を算定し ている ②基準の従業者数に加え、理学療法士等、児童指導員 等又はその他の従業者を1人以上配置（常勤換算）し ている ※②は異なる報酬区分の従業者によって常勤換算で1人 以上とすることも可。その場合、低い方の報酬区分で 算定。		
		利用定員6人	312/日			
		利用定員7人	267/日			
		利用定員8人	234/日			
		利用定員9人	208/日			
		利用定員10人	187/日			
		利用定員11人以上	125/日			
	常勤専従の児 童指導員等の 場合	利用定員5人	305/日			
		利用定員6人	253/日			
		利用定員7人	216/日			
		利用定員8人	188/日			
		利用定員9人	167/日			
		利用定員10人	149/日			
		利用定員11人以上	98/日			
	5年以上経験 を有する児童 指導員等の場 合	利用定員5人	247/日			
		利用定員6人	206/日			
		利用定員7人	176/日			
		利用定員8人	154/日			
		利用定員9人	137/日			
		利用定員10人	123/日			
		利用定員11人以上	82/日			
	児童指導員等 の場合	利用定員5人	214/日			
		利用定員6人	178/日			
		利用定員7人	153/日			
		利用定員8人	134/日			
		利用定員9人	119/日			
		利用定員10人	107/日			
		利用定員11人以上	71/日			
	その他の従業 者の場合	利用定員5人	180/日			
		利用定員6人	150/日			
利用定員7人		129/日				
利用定員8人		113/日				
利用定員9人		100/日				
利用定員10人		90/日				
利用定員11人以上		60/日				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
専門的支援体制加算	障がい児の場合	利用定員10人以下	123/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費を算定している ②基準の従業者数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要となる従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等（保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者）または児童指導員（5年以上児童福祉事業に従事した者）を1人以上配置（常勤換算）している ③通所支援計画を作成している			
		利用定員11人以上20人以下	82/日				
		利用定員21人以上	49/日				
	重症心身障がい児の場合	利用定員5人	247/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①児童発達支援給付費（重症心身障がい児）を算定している ②基準の従業者数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、加算の算定に必要となる従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等（保育士の場合は、5年以上児童福祉事業に従事した者）または児童指導員（5年以上児童福祉事業に従事した者）を1人以上配置（常勤換算）している ③通所支援計画を作成している			
		利用定員6人	206/日				
		利用定員7人	176/日				
		利用定員8人	154/日				
		利用定員9人	137/日				
		利用定員10人	123/日				
	利用定員11人以上	82/日					
	看護職員加配加算	(I)	利用定員5人	400/日	主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合		
			利用定員6人	333/日			
			利用定員7人	286/日			
利用定員8人			250/日				
利用定員9人			222/日				
利用定員10人			200/日				
利用定員11人以上			133/日				
(II)		利用定員5人	800/日	主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合			
		利用定員6人	666/日				
		利用定員7人	572/日				
		利用定員8人	500/日				
		利用定員9人	444/日				
		利用定員10人	400/日				
利用定員11人以上	266/日						
共生型サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置	181/日	以下の①～②の全てを満たしている場合 ①児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている ※左記のいずれか1つの加算のみ算定				
	児童発達支援管理責任者を配置	103/日					
	保育士又は児童指導員を配置	78/日					

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
家族支援加算 （Ⅰ）	居宅を訪問して相談援助を行った場合	所要時間1時間以上	300／回	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助を行った場合 ※1日につき1回、月に4回を限度	/	
		所要時間1時間未満	200／回			
	対面により相談援助を行った場合	100／回				
	テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合	80／回				
家族支援加算 （Ⅱ）	対面により相談援助を行った場合	80／回	児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助を行った場合 ※1日につき1回、月に4回を限度	/		
	テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合	60／回				
子育てサポート加算		80／回	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合（月に4回まで） ※あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること。 ※子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない。	/		
利用者負担上限額管理加算		150／月	利用者負担合計額の管理を行った場合	/		
福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）	15／日	常勤の児童指導員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所	/		
	（Ⅱ）	10／日	常勤の児童指導員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所			
	（Ⅲ）	6／日	児童指導員もしくは保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所			
欠席時対応加算		94／回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者の保護者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合（月に4回まで） ※ただし、児童発達支援給付費（重症心身障がい児）を算定している事業所につき、1月につき利用者数を利用定員に当該付きの営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は1月に8回まで算定可	/		
専門的支援実施加算		150／回	【主な要件】 ①理学療法士等を配置（基準上の配置人員や、他の加算で加配している人員など、単なる配置で可） ②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援実施計画を作成し、それに基づいて支援を行う ③当該支援を行った日時や内容等の記録を作成 ④当該支援の時間は30分以上確保 ※専門的支援体制加算との併算定可能 ・月利用回数12日未満の場合、上限4回／月 ・月利用回数12日以上の場合、上限6回／月	/		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
強度行動障害児支援加算		200/日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合 ※加算開始から90日以内の期間は、さらに500/日を加算		
集中的支援加算		1000/日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。		
人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）		150/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①言語聴覚士を1以上配置（単なる配置で可）し児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置付けて支援を行うこと ②主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること ③地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行い、実施の内容の要点等に関する記録を作成すること		
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算		100/日	視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合 【対象となる児】 ①視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児 ②聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児 ③言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児		
個別サポート加算	（Ⅰ）	120/日	著しく重度の障がい児に対して支援を行った場合（主として重症心身障がい児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く） 【対象となる児】 ①重症心身障がい児 ②1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児 ③療育手帳において最重度又は重度と判定されている障がい児 ④1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障がい児		
	（Ⅱ）	150/日	虐待等の要保護・要支援児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師（連携先機関等）と障がい児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得て支援した場合 ※障がい児への支援の状況等の連携先期間等との共有は6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管し、連携先機関等と共有する等、双方で共有すること。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
入浴支援加算		55/回	<p>基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所で、市町村により医療的ケア児もしくは重症心身障がい児として判定された児童に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合</p> <p>【主な要件】 ①安全に入浴させるために必要な浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること ②障がい特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること ③個別支援計画に位置付けた上で支援を実施していること ※清拭のみ、もしくは単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可 ※月8回を限度</p>		
医療連携体制加算	(I)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合		
	(II)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合		
	(III)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合		
	(IV)	800/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が4時間未満である場合		
500/日 (利用者が2人)					
400/日 (利用者が3人以上8人以下)					
医療連携体制加算	(V)	1,600/日 (利用者が1人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が4時間以上である場合		
		960/日 (利用者が2人)			
		800/日 (利用者が3人以上8人以下)			
	(VI)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算		
	(VII)	250/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
送迎加算	主として重症心身障がい児を支援する事業所以外	54／回	基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所で、障がい児に対して、車両により居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内又は隣接する敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗して重症心身障がい児の送迎を行った場合、もしくは看護職員等1以上が同乗して医療的ケアスコア15点以下の児の送迎を行った場合、片道につきさらに40単位を加算する。 ※運転手に加え、当該事業所の看護職員等を伴い、医療的ケアスコア16点以上の児（中重度医療的ケア児）に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、さらに80単位を加算する。			
	主として重症心身障がい児を支援する事業所	40／回	送迎の際に、運転手に加え、基準の規定により置くべき職員（直接従事者に限る）を1以上配置しているとして都道府県知事に届け出た事業所が、重症心身障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内又は隣接する敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※運転手に加え、当該事業所の看護職員等を伴い、医療的ケアスコア16点以上の児（中重度医療的ケア児）に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、80単位を加算する。 ※運転手に加え、当該事業所の看護職員等を伴い、医療的ケアスコア15点以下の児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、40単位を加算する。			
延長支援加算	障がい児	1時間以上 2時間未満	92／日	次の①～③を全て満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所で、個別支援計画に位置付けて延長支援（1時間以上）を行った場合 ① その障がい児の個別支援計画に定める支援時間が、基本報酬における最長の時間区分（5時間）である ② 当該発達支援の時間の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合 ③ 延長時間帯に、職員を2名以上（うち1名は規定により置くべき基準の従業者（児童発達支援管理責任者を含む）配置している ※利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能		
		2時間以上	123／日			
		30分以上 1時間未満※	61／日			
	重症心身障がい児及び医療的ケア児	1時間以上 2時間未満	192／日			
		2時間以上	256／日			
		30分以上 1時間未満※	128／日			
関係機関連携加算	(Ⅰ)	250／日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、保育所その他関係機関との児童発達支援計画作成に関する会議を開催し、連携して児童発達支援計画作成等を行った場合 ※算定は月1回を限度 ※共生型サービス体制強化加算を算定していない場合は算定しない（共生型放課後等デイサービス事業所）			
	(Ⅱ)	200／日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、保育所や学校等との会議等により情報共有・連絡調整を行った場合 ※算定は月1回を限度			
	(Ⅲ)	150／日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、児童相談所、医療機関等との会議等により情報共有・連絡調整を行った場合 ※算定は月1回を限度			
	(Ⅳ)	200／日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、就学先、就職先（企業及び官公庁）等との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は1回を限度			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
事業所間連携加算	(Ⅰ)	500/回	セルフプランで障がい児支援の複数事業所を併用する児について、市町村から依頼を受けたコーディネートの中核となる事業所（コア連携事業所）として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合 ※複数事業所の全てが同一法人内の事業所である場合には算定不可		
	(Ⅱ)	150/回	セルフプランで障がい児支援の複数事業所を併用する児について、(Ⅰ)のコア連携事業所の会議に参画する等、事業所間の情報連携をい行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合		
保育・教育等移行支援加算		500/回	地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所等を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障がい児に対して、 ①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行った場合（2回を限度） ②退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度） ③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（1回を限度） ※①～③のいずれも退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は算定できない		
共生型サービス医療的ケア児支援加算		400/回	共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所で、医療的ケア児に対して支援を行った場合		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
【旧3加算】 福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位の8.1%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、キャリアパス要件III、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(II)	所定単位の5.9%を加算	キャリアパス要件I、キャリアパス要件II、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(III)	所定単位の3.3%を加算	キャリアパス要件I又はキャリアパス要件IIのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	<p>※（I）～（III）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。 【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届けた上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。 また、労働保険料の納付を適切に行っている 【令和6年5月31日まで算定可能】</p>				
	<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p>				
<p>【キャリアパス要件I】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等に応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件II】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること 【キャリアパス要件III】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること 【職場環境等要件】平成27年4月から（II）・（III）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること 【令和6年5月31日まで算定可能】</p>					
【旧3加算】 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(I)	所定単位の1.3%を加算	福祉・介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。 ※（II）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所		
	(II)	所定単位の1.0%を加算			
【旧3加算】 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の2.0%を加算	（旧）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合（令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要） 【令和6年5月31日まで算定可能】		

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求
【新加算】 福祉・介護職員等処遇改善 加算	(Ⅰ)	所定単位の 13.1% を加算	・加算(Ⅱ)の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。	
	(Ⅱ)	所定単位の 12.8% を加算	・加算(Ⅲ)の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化	
	(Ⅲ)	所定単位の 11.8% を加算	・加算(Ⅳ)の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	
	(Ⅳ)	所定単位の 9.6% を加算	・加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	
	(Ⅴ) (1)	所定単位の 11.1% を加算		
	(Ⅴ) (2)	所定単位の 10.9% を加算		
	(Ⅴ) (3)	所定単位の 10.8% を加算		
	(Ⅴ) (4)	所定単位の 10.6% を加算		
	(Ⅴ) (5)	所定単位の 8.9% を加算		
	(Ⅴ) (6)	所定単位の 8.6% を加算		
	(Ⅴ) (7)	所定単位の 8.3% を加算		
	(Ⅴ) (8)	所定単位の 9.8% を加算		
	(Ⅴ) (9)	所定単位の 8.0% を加算		
	(Ⅴ) (10)	所定単位の 6.3% を加算		
	(Ⅴ) (11)	所定単位の 7.6% を加算		
(Ⅴ) (12)	所定単位の 6.0% を加算			
(Ⅴ) (13)	所定単位の 7.0% を加算			
(Ⅴ) (14)	所定単位の 5.0% を加算			
<ul style="list-style-type: none"> ・所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した合計 ・令和6年6月1日から算定可能 ・福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）は、令和7年3月31日まで算定可能 				

2024(令和6)年度 障害児通所給付費報酬算定(加算・減算)点検表

別紙3

※昨年度及び今年度(実地指導日現在まで)の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄: 都に届出を行っている

「請求」欄: 請求実績(加算・減算に該当)がある (算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください)

放課後等デイサービス

事業所名:

加算・減算項目		算定単位	要件等(概要)	届出	請求	
放課後等デイサービス給付費(障がい児・授業終了後)時間区分1(30分以上1時間30分以下)	(一) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,591/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上20人以下	2,399/日			
		利用定員21人以上	2,304/日			
	(二) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,583/日			
		利用定員11人以上20人以下	1,391/日			
		利用定員21人以上	1,296/日			
	(三) 医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,247/日			
		利用定員11人以上20人以下	1,055/日			
		利用定員21人以上	960/日			
	(四) (一)から(三)以外の場合	利用定員10人以下	574/日			
		利用定員11人以上20人以下	382/日			
		利用定員21人以上	287/日			
放課後等デイサービス給付費(障がい児・授業終了後)時間区分2(1時間30分超3時間未満)	(一) 医療的ケア児(判定スコアで32点以上)の場合	利用定員10人以下	2,627/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上20人以下	2,423/日			
		利用定員21人以上	2,322/日			
	(二) 医療的ケア児(判定スコアで16点以上32点未満)の場合	利用定員10人以下	1,618/日			
		利用定員11人以上20人以下	1,414/日			
		利用定員21人以上	1,313/日			
	(三) 医療的ケア児(判定スコアで16点未満)の場合	利用定員10人以下	1,282/日			
		利用定員11人以上20人以下	1,078/日			
		利用定員21人以上	977/日			
放課後等デイサービス給付費(障がい児・授業終了後)時間区分2(1時間30分超3時間未満)	(四) (一)から(三)以外の場合	利用定員10人以下	609/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上20人以下	406/日			
		利用定員21人以上	305/日			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
放課後等デイサービス給付費（障がい児・授業終了後） 時間区分3（3時間超5時間以下）	（一）医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合	利用定員10人以下	2,683/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員11人以上20人以下	2,461/日			
		利用定員21人以上	2,361/日			
	（二）医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合	利用定員10人以下	1,674/日			
		利用定員11人以上20人以下	1,452/日			
		利用定員21人以上	1,352/日			
	（三）医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合	利用定員10人以下	1,339/日			
		利用定員11人以上20人以下	1,116/日			
		利用定員21人以上	1,016/日			
	（四）（一）から（三）以外の場合	利用定員10人以下	666/日			
利用定員11人以上20人以下		443/日				
利用定員21人以上		343/日				
放課後等デイサービス給付費（重症心身障がい児）	授業終了後	利用定員5人以上7人以下	1,771/日	利用者の状態像の区分、人員配置、利用定員に応じて基本報酬を算定する。		
		利用定員8人以上10人以下	1,118/日			
		利用定員11人以上	692/日			
	休業日	利用定員5人以上7人以下	2,056/日			
		利用定員8人以上10人以下	1,299/日			
		利用定員11人以上	817/日			
共生型放課後等デイサービス給付費	授業終了後	430/日	共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所が放課後等デイサービスを行った場合			
	休業日	507/日				
定員超過減算		70/100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合 ①利用定員50人以下：利用定員の150% ②利用定員51人以上：利用定員の125%+12.5人 (2) 過去3ヶ月間の利用者の平均が次の場合 直近過去3ヶ月の平均利用人員が、利用定員の125%を超過（ただし、利用定員が11人以下の場合は当該利用定員に3を加えた数を超過した場合）			
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70/100	指定基準により配置すべき児童指導員、保育士等の員数が基準を満たしていない場合 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内の場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
児童発達支援管理責任者欠如減算	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70/100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間			
	児童発達支援管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50/100	(イ)が適用された月から5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
放課後等デイサービス計画未作成減算	放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3か月未満	70/100	放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間		
	放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3か月以上	50/100	上記が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されていない場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間		
自己評価結果等未公表減算		85/100	サービスの質の評価及び、その評価を受けての改善内容をインターネット等により公表及び都へ届出していない場合		
支援プログラム未公表減算		85/100	支援プログラム（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施の計画）を策定し、インターネット等により公表及び都へ届出していない場合 【令和7年3月31日までは減算されない】		
開所時間減算	開所時間4時間未満	70/100	運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間を除く）が4時間未満の場合		
	開所時間4時間以上6時間未満	85/100	運営規程に定められている営業時間（送迎に要する時間を除く）が4時間以上6時間未満の場合		
身体拘束廃止未実施減算		99/100	次の①～④を満たしていない場合は、基本報酬から減算 ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施		
虐待防止措置未実施減算		99/100	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		99/100	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。 ※ただし、令和7年3月31日までの間「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。		
情報公表未公表減算		95/100	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求		
専門的支援体制加算（障がい児）	利用定員10人以下	123/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①放課後等デイサービス給付費（障がい児）を算定している ②基準の従業者数及び児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者数に加え、理学療法士等（保育士を除く）または児童指導員等を1人以上配置（常勤換算）している ③通所支援計画を作成している				
	利用定員11人以上 20人以下	82/日					
	利用定員21人以上	49/日					
専門的支援体制加算（重症心身障がい児）	利用定員5人	247/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①放課後等デイサービス給付費（重症心身障がい児）を算定している ②基準の従業者数及び児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者数に加え、理学療法士等（保育士を除く）または児童指導員等を1人以上配置（常勤換算）している ③通所支援計画を作成している				
	利用定員6人	206/日					
	利用定員7人	176/日					
	利用定員8人	154/日					
	利用定員9人	137/日					
	利用定員10人	123/日					
	利用定員11人以上	82/日					
看護職員加配加算	(I)	利用定員5人	400/日	主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合			
		利用定員6人	333/日				
		利用定員7人	286/日				
		利用定員8人	250/日				
		利用定員9人	222/日				
		利用定員10人	200/日				
		利用定員11人以上	133/日				
	(II)	利用定員5人	800/日		主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、基準に定める員数に加え、看護職員を常勤換算で2名以上配置し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして都道府県知事に届け出ており、かつ、医療的ケアが必要な障がい児に対して支援を提供することができる旨をインターネットの利用等により広く公表している場合		
		利用定員6人	666/日				
		利用定員7人	572/日				
		利用定員8人	500/日				
		利用定員9人	444/日				
		利用定員10人	400/日				
		利用定員11人以上	266/日				
共生型サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1人以上配置	181/日	以下の①～②の全てを満たしている場合 ①児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1人以上配置している ②地域に貢献する活動を行っている ※左記のいずれか1つの加算のみ算定				
	児童発達支援管理責任者を配置	103/日					
	保育士又は児童指導員を配置	78/日					
家族支援加算 (I)	就学時の居宅を訪問して相談援助を行った場合	所要時間1時間以上	300/回	放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助を行った場合 ※1日につき1回、月に4回を限度			
		所要時間1時間未満	200/回				
	対面により相談援助を行った場合	100/回					
	テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合	80/回					
家族支援加算 (II)	対面により相談援助を行った場合	80/回	放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助を行った場合 ※1日につき1回、月に4回を限度				
	テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合	60/回					

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
子育てサポート加算		80/回	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合（月に4回まで） ※あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること。 ※子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない。		
利用者負担上限額管理加算		150/月	利用者負担合計額の管理を行った場合		
福祉専門職員配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所		
	(Ⅱ)	10/日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所		
	(Ⅲ)	6/日	児童指導員もしくは保育士のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所		
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者の保護者等への連絡調整等を行うとともに利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合（月に4回まで） ※ただし、放課後等デイサービス給付費（重症心身障がい児）を算定している事業所につき、1月につき利用者数を利用定員に当該付きの営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は1月に8回まで算定可		
専門的支援実施加算		150/回	【主要要件】 ①理学療法士等を配置（基準上の配置人員や、他の加算で加配している人員など、単なる配置で可） ②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援実施計画を作成し、それに基づいて支援を行う ③当該支援を行った日時や内容等の記録を作成 ④当該支援の時間は30分以上確保 ※専門的支援体制加算との併算定可能 ・月利用回数6日未満の場合、上限2回/月 ・月利用回数12日未満の場合、上限4回/月 ・月利用回数12日以上の場合、上限6回/月		
強度行動障害児支援加算	(Ⅰ)	200/日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合 ※加算開始から90日以内の期間は、さらに500/日を加算		
	(Ⅱ)	250/日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合 ※加算開始から90日以内の期間は、さらに500/日を加算		
集中的支援加算		1000/日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
人工内耳装用児支援加算		150/日	以下の①～③を全て満たしている場合 ①言語聴覚士を1以上配置（単なる配置で可）し児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置付けて支援を行うこと ②主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること ③地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行い、実施の内容の要点等に関する記録を作成すること		
視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算		100/日	視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合 【対象となる児】 ①視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児 ②聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児 ③言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障がい児		
個別サポート加算	(I)	90/日	次に該当すると市町村が認めた障がい児に指定放課後等デイサービスの提供を行った場合 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。 ※当該障がい児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）終了者を配置し支援を行った場合、又は食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障がい児（著しく重度の障がい児）に対して支援を行った場合は、120/日を算定（ただし、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定しない）		
	(II)	150/日	虐待等の要保護・要支援児童を受け入れた場合に、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子ども家庭センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により、児童発達支援等を行う必要のある児童を受け入れて支援した場合 ※障がい児への支援の状況等の連携先期間等との共有は6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管し、連携先機関等と共有する等、双方で共有すること。 ※本加算を算定している場合は、同じ観点からの関係機関等との連携については、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できない		
	(III)	70/日	不登校の状態にある障がい児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合 ※あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。 ※学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月回以上行うこと（当該連携について関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）。 ※家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）。		

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求
入浴支援加算	70/回	<p>基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所で、市町村により医療的ケア児もしくは重症心身障がい児として判定された児童に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合</p> <p>【主要要件】</p> <p>①安全に入浴させるために必要な浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること</p> <p>②障がい特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること</p> <p>③個別支援計画に位置付けた上で支援を実施していること</p> <p>※清拭のみ、もしくは単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可</p> <p>※月8回を限度</p>		
自立サポート加算	100/回	<p>高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合</p> <p>【主要要件】</p> <p>①児童の個別支援計画及び学校での取組内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること</p> <p>②計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること。</p>		
通所自立支援加算	60/回	<p>【主要要件】</p> <p>①児童が公共交通機関等又は徒歩により事業所に通う際に、事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言・援助等の支援を行った場合</p> <p>②あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けた場合</p> <p>③児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行った場合</p> <p>※算定開始から3月を限度</p> <p>※重症心身障がい児は対象外</p>		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
医療連携体制加算	(I)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合		
	(II)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合		
	(III)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合		
	(IV)	800/日 (利用者が ¹ 人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合		
		500/日 (利用者が ² 人)			
		400/日 (利用者が ³ 人以上8人以下)			
	(V)	1,600/日 (利用者が ¹ 人)	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合		
		960/日 (利用者が ² 人)			
800/日 (利用者が ³ 人以上8人以下)					
(VI)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
(VII)	250/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合。			
送迎加算	主として重症心身障がい児を支援する事業所以外	54/回	基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所で、障がい児に対して、車両により居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内又は隣接する敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗して重症心身障がい児の送迎を行った場合、もしくは看護職員等1以上が同乗して医療的ケア児の送迎を行った場合、片道につきさらに40単位を加算する。 ※運転手に加え、当該事業所の看護職員等を伴い、医療的ケアスコア16点以上の児（中重度医療的ケア児）に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、さらに80単位を加算する。		
	主として重症心身障がい児を支援する事業所	40/回	送迎の際に、運転手に加え、基準の規定により置くべき職員（直接従事者に限る）を1以上配置しているとして都道府県知事に届け出た事業所が、重症心身障がい児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合 ※同一敷地内又は隣接する敷地内の送迎の場合、単位数の70%を算定する。 ※運転手に加え、当該事業所の看護職員等を伴い、医療的ケアスコア16点以上の児（中重度医療的ケア児）に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、80単位を加算する。 ※運転手に加え、当該事業所の看護職員等を伴い、医療的ケア児に対して、居宅等と事業所間の送迎を行った場合、片道につき、40単位を加算する。		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
延長支援加算	障がい児	1時間以上 2時間未満	92/日	次の①～③を全て満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所で、個別支援計画に位置付けて延長支援（1時間以上）を行った場合 ① その障がい児の個別支援計画に定める支援時間が、基本報酬における最長の時間区分（平日3時間、学校休業日5時間）である ② 当該発達支援の時間の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合 ③ 延長時間帯に、職員を2名以上（うち1名は規定により置くべき基準の従業者（児童発達支援管理責任者を含む）配置している ※利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能		
		2時間以上	123/日			
		30分以上 1時間未満※	61/日			
	重症心身障がい児及び医療的ケア児	1時間以上 2時間未満	192/日			
		2時間以上	256/日			
		30分以上 1時間未満※	128/日			
関係機関連携加算	(I)	250/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、小学校その他関係機関との放課後等デイサービス計画作成に関する会議を開催し、連携して放課後等デイサービス計画作成等を行った場合 ※算定は月1回を限度 ※共生型放課後等デイサービス事業所の場合、共生型サービス体制強化加算を算定していない場合は算定しない			
	(II)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、保育所や学校等との会議等により情報共有・連絡調整を行った場合 ※算定は月1回を限度			
	(III)	150/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、児童相談所、医療機関等との会議等により情報共有・連絡調整を行った場合 ※算定は月1回を限度			
	(IV)	200/日	あらかじめ利用者の保護者の同意を得て、就学先、就職先（企業及び官公庁）等との連絡調整及び相談援助を行った場合 ※算定は1回を限度			
事業所間連携加算	(I)	500/回	セルフプランで障がい児支援の複数事業所を併用する児について、市町村から依頼を受けたコーディネートの中核となる事業所（コア連携事業所）として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合 ※複数事業所の全てが同一法人内の事業所である場合には算定不可			
	(II)	150/回	セルフプランで障がい児支援の複数事業所を併用する児について、(I)のコア連携事業所の会議に参画する等、事業所間の情報連携をい行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合			
共生型サービス医療的ケア児支援加算		400/回	共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た事業所で、医療的ケア児に対して支援を行った場合			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
保育・教育等移行支援加算		500/回	<p>地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所等を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障がい児に対して、</p> <p>①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行った場合（2回を限度）</p> <p>②退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度）</p> <p>③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（1回を限度）</p> <p>※①～③のいずれも退所後に他の社会福祉施設等に入所等する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は算定できない</p>		
【旧3加算】 福祉・介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位の8.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(II)	所定単位の6.1%を加算	キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のすべてを満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	(III)	所定単位の3.4%を加算	キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのいずれかと、職場環境等要件を満たす場合（要件の詳細については下記参照）		
	<p>※（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれの区分についても必要要件を満たしていることが条件。</p> <p>【必要要件】①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員を周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施する ②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告する ③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処されていない。また、労働保険料の納付を適切に行っている</p> <p>【令和6年5月31日まで算定可能】</p>				
	<p>【対象職種】ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員（原則サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の直接支援を行っていない方は対象外だが、指定時等に直接支援を行う職員として兼務の届出をしている場合は対象）</p>				
	<p>【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員における任用等の要件（賃金に関するものを含む）、職責等にに応じた賃金体系を定め書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅱ】福祉・介護職員の資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実務又は研修の機会を確保するとともに、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【キャリアパス要件Ⅲ】経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【職場環境等要件】平成27年4月から（Ⅱ）・（Ⅲ）は平成20年10月から）届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善内容（賃金改善に関するものを除く）及び要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること</p> <p>【令和6年5月31日まで算定可能】</p>				
【旧3加算】 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(I)	所定単位の1.3%を加算	<p>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所が、当該加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っているとともに、当該加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合。</p> <p>※（Ⅱ）は福祉専門職員配置等加算を算定していない事業所</p> <p>【令和6年5月31日まで算定可能】</p>		
	(II)	所定単位の1.0%を加算			
【旧3加算】 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位の2.0%を加算	<p>（旧）福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引き上げを実施する場合（令和6年3月31日時点で同加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することの誓約により、加算の届出における具体的な賃金改善額等の記載は不要）</p> <p>【令和6年5月31日まで算定可能】</p>		

加算・減算項目	算定単位	要件等（概要）	届出	請求
【新加算】 福祉・介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位の 13.4% を加算	・加算(Ⅱ)の要件に加え ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合 以上配置していること。	
	(Ⅱ)	所定単位の 13.1% を加算	・加算(Ⅲ)の要件に加え ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・改善環境の更なる改善、見える化	
	(Ⅲ)	所定単位の 12.1% を加算	・加算(Ⅳ)の要件に加え ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	
	(Ⅳ)	所定単位の 9.8% を加算	・加算(Ⅳ)の1/2 (3.4%) 以上を月額賃金で配分 ・職場環境の整備（職場環境等要件） ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	
	(Ⅴ) (1)	所定単位の 11.4% を加算		
	(Ⅴ) (2)	所定単位の 11.1% を加算		
	(Ⅴ) (3)	所定単位の 11.1% を加算		
	(Ⅴ) (4)	所定単位の 10.8% を加算		
	(Ⅴ) (5)	所定単位の 9.1% を加算		
	(Ⅴ) (6)	所定単位の 8.8% を加算		
	(Ⅴ) (7)	所定単位の 8.4% を加算		
	(Ⅴ) (8)	所定単位の 10.1% を加算		
	(Ⅴ) (9)	所定単位の 8.1% を加算		
	(Ⅴ) (10)	所定単位の 6.4% を加算		
	(Ⅴ) (11)	所定単位の 7.8% を加算		
(Ⅴ) (12)	所定単位の 6.1% を加算			
(Ⅴ) (13)	所定単位の 7.1% を加算			
(Ⅴ) (14)	所定単位の 5.1% を加算			
<ul style="list-style-type: none"> ・所定単位は、基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した合計 ・令和6年6月1日から算定可能 ・福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）は、令和7年3月31日まで算定可能 				